

いつでも安心して市民活動ができるようサポートします

富里市 市民活動総合補償制度



市民活動総合補償制度について

市では、市民の皆さんが安心して市民活動を行うことができるように、市民活動中の万が一の事故に備えるため「市民活動総合補償制度」を導入しました。この制度は、市が保険料を負担し運営するもので、直接活動に参加された方や指導者として運営に従事された方などに傷害補償及び損害賠償補償が適用されます。

※加入手続きや申込みなど事前の手続きは不要です。

※保険料は市が全額を負担しますので、保険料を支払う必要はありません。

※この補償制度は、市民活動における全ての事故を補償の対象とするものではなく、対象となる活動・事故と対象とならない活動・事故があります。詳細は見開きをご覧ください。

※不特定多数の方が参加するイベント等を実施する場合には、民間の行事保険（レクリエーション保険）等への加入をお勧めします。

補償の対象となる市民活動の例

★市民活動を行うことを目的におおむね5人以上の市民により自主的に組織され、市内に活動の拠点を有する団体が無報酬で行う下記の社会貢献活動

①地域社会活動	②社会奉仕・社会福祉活動
<ul style="list-style-type: none"> ☆区・自治会、シルバークラブ、PTAの公益活動 ☆防犯活動（防犯パトロール、防犯対策の啓発活動、路上違反広告物撤去活動） ☆防火・防災活動（防火・防災訓練、防火・防災に関する啓発活動） ☆交通安全活動（交通事故防止、違法駐車追放運動、自転車等放置防止活動） ☆清掃活動等（道路・排水溝・河川・公園その他公共施設の清掃、草刈り活動） ☆森林・里山のボランティア活動 ☆資源回収・リサイクル活動 ☆害虫等の駆除・防除の環境衛生活動 ☆地域保健衛生活動（献血活動、住民健診活動、食生活改善等） ☆その他これらに類する活動 	<ul style="list-style-type: none"> ☆社会福祉施設等への援護活動（建物の修理、植樹等の手入れ、リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い、習い事指導、慰問、通園・送迎の介助、託児、カウンセリング、傾聴、手話通訳・点訳・朗読奉仕等） ☆在宅老人・障がい者（児）等への援護活動（配食サービス、生活介助、通話サービス、ガイドヘルプ、障がい児の遊び・介助、就労・社会復帰支援、手話通訳・点訳・朗読奉仕等） ☆国際交流ボランティア（日本語教室・通訳支援等） ☆その他これらに類する活動
	③青少年健全育成活動
	<ul style="list-style-type: none"> ☆子ども会の公益活動 ☆ボーイ・ガールスカウト ☆地域の青少年会等の指導育成活動 ☆非行防止パトロール ☆その他これらに類する活動

★市主催事業等に関する活動

<ul style="list-style-type: none"> ☆市が主催又は共催する事業の実施・運営に携わるボランティア及び参加活動 ※イベントや講座等の直接の参加者（当日の参加者として名簿等で把握されている方）が対象であり、観覧者や応援者等の直接の参加者でない、不特定多数の者は対象外となります。 ☆市が委嘱又は市の制度に登録した要件を満たした活動 ☆富里市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録した個人又は団体が行う登録要件を満たした活動 ☆その他これらに類する活動
--

補償の対象とならない活動の例

<ul style="list-style-type: none"> ☆営利及び自己のために行う活動 ☆職業及び職務として行う活動 ☆学校の管理下における活動 ☆会員のみを対象とした互助的な各種スポーツ、レクリエーション、趣味、教養、文化等の活動 ☆特定の政党若しくは宗教に係る活動 ☆海外での活動 ※この他に保険契約に係る約款等により補償の対象とならない活動があります。

補償の種類と内容

1) 傷害補償

★市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、指導者や参加者等が死亡又は負傷した場合の補償です。

補償区分	内容	補償限度額
①死亡補償	事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で死亡したとき	1人 500万円
②後遺障害補償	事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害を生じたとき	後遺障害の程度に応じて 1人 15~500万円
③入院補償	事故発生の日から180日までの入院を限度とする	1人 日額3,000円
④手術補償	入院補償が支払われる場合、その傷害の治療のため手術を受けたときは、入院補償金日額に手術の種類に応じて保険契約約款に定められた倍率(10・20・40倍)を乗じた額	手術の種類に応じて 1人 30,000円 60,000円 120,000円
⑤通院補償	事故発生の日から180日までの通院に対し通院日数90日を限度とする	1人 日額2,000円

※指導者等が定めた集合、出発又は解散場所と参加者の住居との通常の経路往復中も対象となります。

2) 損害賠償補償

★市民活動中に指導者等が過失により第三者(他の参加者等も含む)の生命、身体、財物若しくは保管物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う場合の補償です。

補償区分	内容	補償限度額
①身体賠償	第三者の身体に損害を与えたとき	1人 6,000万円 1事故 2億円
②財物賠償	第三者の財物に損害を与えたとき	1事故 100万円
③受託物賠償	第三者から借りたもの・預かり品等に損害を与えたとき	1事故 100万円

補償の対象とならない事故の例

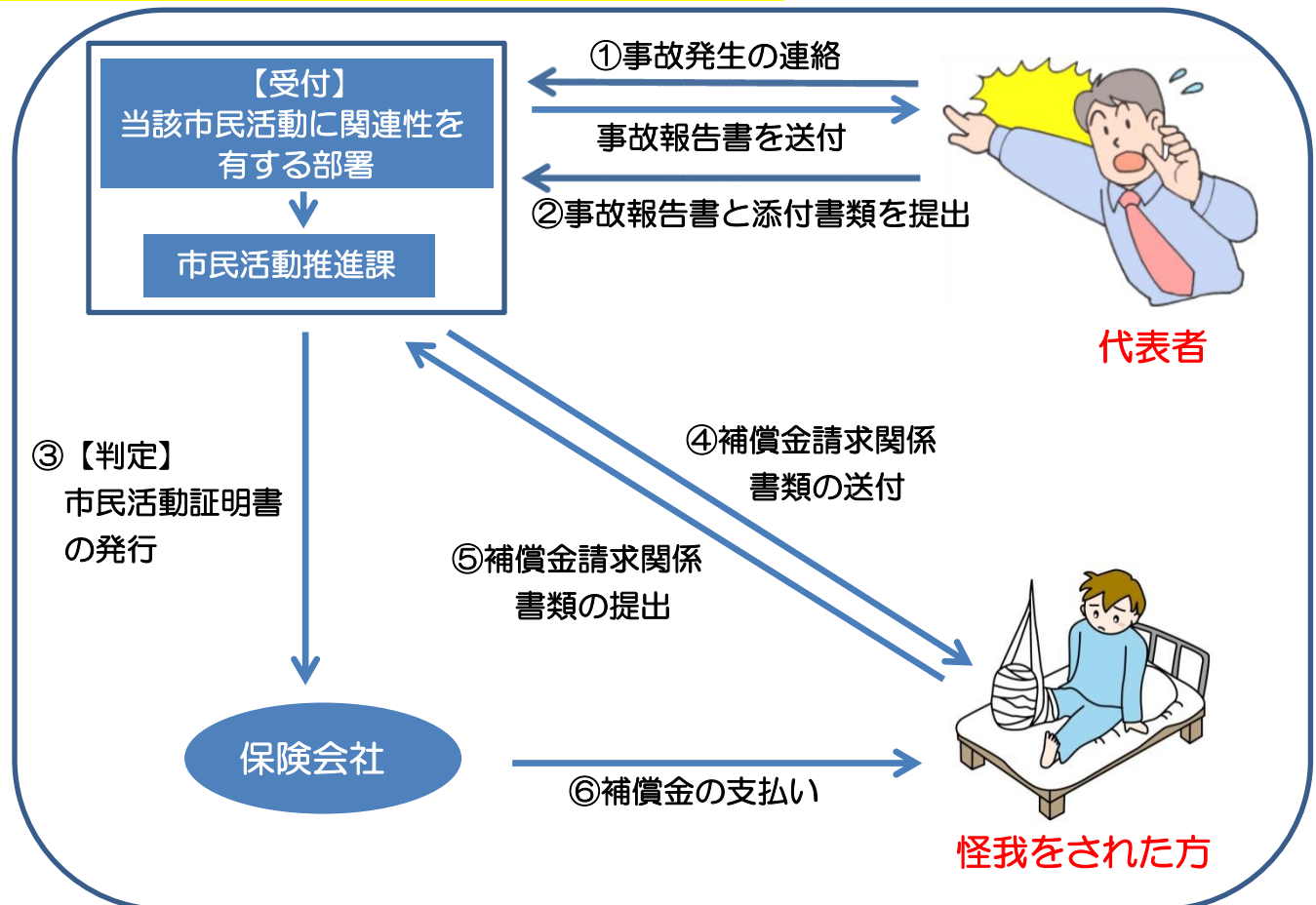
下表(1)及び(2)のほか、保険契約約款に定めるもの

(1) 傷害事故	(2) 損害賠償責任事故
☆故意又は重過失によるもの ☆戦争、変乱、テロ、暴動、労働争議若しくは政治的又は社会的騒じょうによるもの ☆地震、噴火、津波、洪水、その他天災によるもの ☆脳疾患、疾病(熱中症、細菌性及びウィルス性食中毒を除く)又は心神喪失によるもの ☆スポーツを目的とした団体の行うスポーツ大会等に参加したことによるもの ☆闘争行為(ケンカ等)によるもの ☆政府労災保険又は公務災害補償の適用を受けるもの	☆故意又は重過失によるもの ☆戦争、変乱、テロ、暴動、労働争議若しくは政治的又は社会的騒じょうによるもの ☆地震、噴火、津波、洪水、その他天災によるもの ☆指導者や参加者等と世帯を同じくする親族に対するもの ☆車両の所有、管理、使用に起因するもの ☆施設外における動物によるもの ☆市の所有する財物に対するもの

事故発生から補償金を受け取るまでの流れ

- ① 事故が発生した時は、速やかに当該市民活動に関連性を有する部署又は市民活動推進課へ事故の詳細（誰が、いつ、どこで、どの様に、どうなったか等）をご連絡ください。事故報告書をお送りします。
- ② 事故報告書に下記の添付書類を添えて、所定の窓口へご提出ください。
【添付資料】（ア）団体の概要が把握できる資料（規約・会則等）
（イ）当日の参加者が把握できる資料（団体名簿・参加者名簿等）
（ウ）当日の活動が把握できる資料（活動計画書・実施要領・パンフレット等）
（エ）事故の状況が把握できる資料（写真等）
- ③ 市民活動推進課で補償の対象となる市民活動であるか判定を行い、保険会社へ市民活動証明書を交付します。
- ④ 怪我をされた方（損害賠償事故にあっては被害者）に補償金請求関係書類をお送りします。
- ⑤ 怪我の完治後（損害賠償事故にあっては法律上の問題が解決した後）、補償金請求関係書類を市民活動推進課へご提出ください。
- ⑥ 保険会社から補償金をお支払いします。

補償金が支払われるまでのイメージ（傷害事故の場合）



※損害賠償事故の場合は手続きが多少異なりますので、市民活動推進課へお問い合わせください。

【問い合わせ】

富里市 総務部 市民活動推進課
〒286-0292 富里市七栄 652-1
TEL:93-1117 FAX:93-4123
E-mail:kyodo@city.tomisato.lg.jp